

岩内町

空き地

バンク



北海道積丹半島西側の付け根に位置し、
日本海とニセコ連峰を臨む、
四季折々の豊かな自然に囲まれた街です。

北海道岩内町建設経済部都市整備課建築係

■ 岩内町 空き地バンク 公式ホームページ

<http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/akichibank/>

空き地を売りたい・貸したい、空き地を買いたい・借りたいをお手伝いいたします。



Q.1 「空き地バンク」とは？

A. 1 **空き地（土地）** の情報を収集し、インターネット等を通じて全国へ発信する仕組みです。

Q.2 登録する利点は？

A. 2 空き地バンクに登録されたすべての空き地（土地）は、岩内町内の不動産事業者が担当として購入・賃借希望者に対応します。

地元事業者ならではの幅広いネットワークや、物件の近くにいるからこそその素早い対応でチャンスを逃しません。



Q.3 どんな空き地が登録できる？

A. 3 岩内町の用途地域内にある、おおむね10㎡以上の更地が対象です。現在、建物が建っている土地でも、建物の解体が決定している等により、登録して頂ける場合があります。敷地内に残存物（廃車、タイヤ等）がある場合も、登録は可能ですが、成約後の引き渡し時には原則、敷地内には物が何も無い状態にして頂きます。

※空き地バンク登録には上記以外にも要件があり、土地の状況次第では、ご登録頂けない場合があります。詳細は建築係までお問い合わせください。

■「岩内町 空き地 バンク」ご利用の流れ

裏面イメージ図とあわせてご覧ください

【①②は「土地の**売却**・**賃貸**を希望している」方の手順の流れです】

①利用登録申請

土地所有者の方は「岩内町空き地バンク登録申請書」（様式第1号）に必要事項を記入し、関係書類とあわせて岩内町役場都市整備課建築係へ提出してください。

※関係書類……空き地の地図、写真、バンク登録に係る同意書等

②審査・登録決定

申請書の内容を確認し、当該空き地が登録の要件を満たしている場合は「岩内町空き地バンク登録台帳」（様式第4号）に登録します。台帳に登録された空き地は「岩内町空き地バンク公式ホームページ」上に掲載し、広く購入・賃借希望者を募ります。

申請者の方へは「岩内町空き地バンク登録申請結果通知書」（様式第5号）により、結果を通知します。

.....

【③④は「土地の**購入**・**賃借**を希望している」方の手順の流れです】

③希望する空き地を選択・現地見学

購入・賃借希望者の方は「岩内町空き地バンク公式ホームページ」上に空き地情報とあわせて掲載されている、担当不動産事業者へ直接連絡してください。

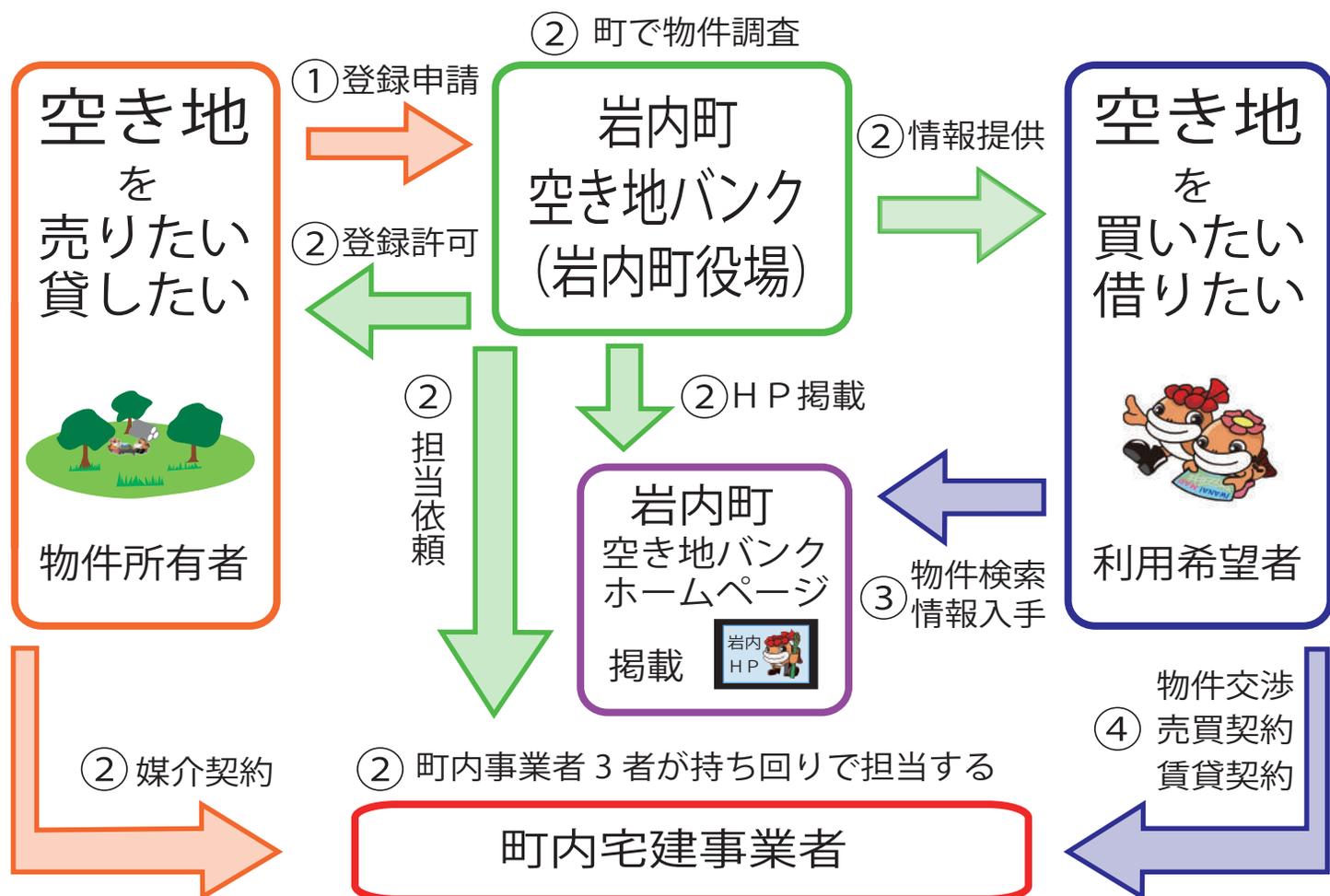
現地の見学を希望される場合は、担当不動産事業者が現地を案内します。

④交渉・成約・空き地の引き渡し

物件の担当不動産事業者を通して、交渉・契約を行ってください。

成約後は、空き地の引き渡しを受けてください。

■ 岩内町 空き地バンク イメージ図



■ 注意事項

- ・ 物件の仲介・契約は岩内町空き地バンク協力事業者の宅建事業者が行います。また契約が成立した場合は、仲介手数料を担当する宅建業者に支払う必要があります。
- ・ 町は物件の売買・賃貸借等に関する交渉及び契約等については、一切これに関与しません。

■ 空き地バンクに関するお問合せ先

岩内町建設経済部都市整備課建築係

〒045-8555

北海道岩内郡岩内町字高台134番地1

岩内町役場 2階14番窓口 (階段・エレベーター正面左)

TEL 0135-67-7097 (担当直通)

FAX 0135-67-7105

MAIL kenchiku@town.iwanai.lg.jp